

# 税務署からのお知らせ

## 令和6年分の申告と納税は期限内に！

● 令和6年分の申告と納税は、期限内にお願いします。

	所得税及び贈与税	消費税（個人事業者）
申告及び納期限	<b>3月17日（月）</b>	<b>3月31日（月）</b>
振替日	所得税： <b>4月23日（水）</b> 贈与税： <b>口座振替は利用できません</b>	<b>4月30日（水）</b>

## マイナンバーカードを使って自宅からスマホで確定申告！

スマホとマイナンバーカードを使って、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から自宅で申告書を作成・提出（送信）できます。

また、マイナポータルとe-Taxを連携（マイナポータル連携）すると、確定申告書の該当項目が自動入力されるので、医療費通知情報や寄附金受領証明書などを1件ずつ入力する必要がなく、書類の提出保存も不要となり便利です。

さらに、給与所得や公的年金等の源泉徴収票なども自動入力の対象になります。

なお、マイナポータル連携をご利用になるには事前準備が必要となりますので、お早めの準備をお願いします。

《確定申告はこちら》

作成コーナー



《マイナポータル連携はこちら》



### （所得税のすべての画面がスマホ向けの画面に！）

令和7年1月からは、所得税のすべての画面でスマホでも操作しやすい画面になるため、スマホ申告がますます便利になります。

給与収入や年金収入のある方の医療費控除などの申告はもちろんのこと、事業所得や不動産所得がある方の青色申告決算書や収支内訳書の作成においても、収入、経費金額を入力すれば、所得金額が自動計算されるため、計算誤りがありません。

また、データを保存し翌年に引き継ぐことで、翌年以降一定の項目の入力が省略されます。

さらに、消費税の確定申告に青色申告決算書等データを利用することで、決算書等の情報が引き継がれ、一定の項目が自動入力されます。

### （令和7年1月よりスマホ用電子証明書に対応します！）

スマホ用電子証明書を利用することで、マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書の作成・e-Tax送信ができるようになります。

また、利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）はスマホの生体認証機能等を利用できるようになります（機種によって異なります。）。

※1 Android™でのみ利用可能です。

※2 Androidの名称はGoogle LLCの商標または登録商標です。



## 令和7年1月から、申告書の控えに収受印の押なつを行いません

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。

申告書等を書面で提出する際には、提出用のみを提出（送付）してください。